

平成 25 年 1 月 17 日

大 和 証 券 投 資 信 託 委 託 株 式 会 社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号 加入協会 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ新興国ハイインカム債券ファンド(償還条項付き) 為替ヘッジあり/為替ヘッジなし

当社は、2 月 20 日に「ダイワ新興国ハイインカム債券ファンド(償還条項付き) 為替ヘッジあり/為替ヘッジなし」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの特色



新興国のハイインカム債券に投資します。

※新興国のハイインカム債券とは、米ドル建ての相対的に利回りが高いと判断される、新興国企業が発行する社債、および新興国政府が発行する国債等をいいます。

高水準の利息収益の獲得をめざしてポートフォリオの構築を行ないます。

- ・マクロ分析では、各国のファンダメンタルズについての定量分析、制度や地政学的リスクなどの定性分析等を 行ないます。
- ·銘柄分析においては、各発行体の信用状況や流動性の分析等を行ないます。



「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

◆2つのファンド間でスイッチングはできません。

為替ヘッジあり

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

為替ヘッジなし

■為替変動リスクを回避するための為替へッジは原則として行ないません。

※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。



-Press Release



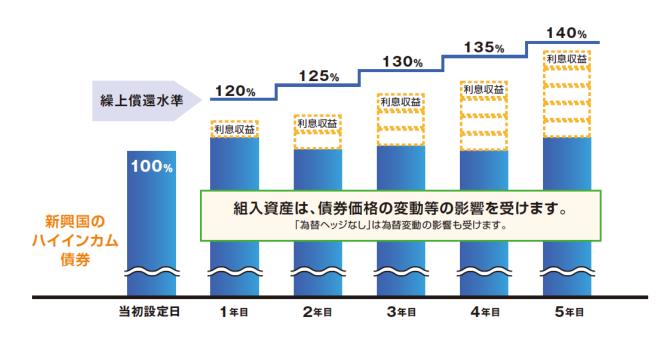
基準価額が利息収益と値上がり益の獲得により、 一度でも下記の期間ごとに定める水準を超えた場合、 安定運用に入った後、繰上償還します。

※基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

	繰上償還水準	
1年目	当初設定日から平成26年2月19日まで	12,000円
2年目	平成26年2月20日から平成27年2月19日まで	12,500円
3年目	平成27年2月20日から平成28年2月19日まで	13,000円
4年目	平成28年2月20日から平成29年2月19日まで	13,500円
5年目	平成29年2月20日から満期償還日(平成30年2月16日)まで*	14,000円

^{*}基準価額が14,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。

期間ごとに上昇する繰上償還水準について(イメージ)



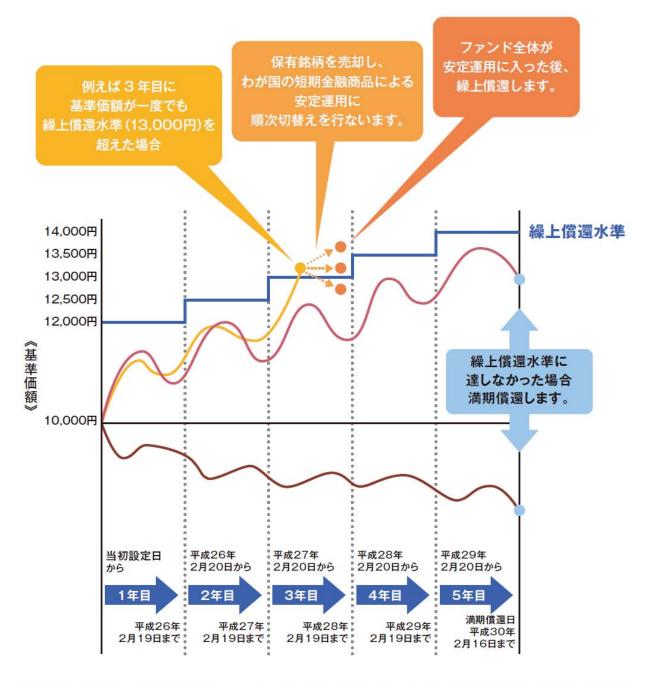
- ※利息収益とは、新興国のハイインカム債券から受取ると想定される年間利息収益(税金等諸費用控除後)です。
- ※上記はイメージであり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。
- ※「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」で為替部分の損益は異なります。
- ※当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。



^{※「}為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の各ファンドに、上記繰上償還水準がありますので、繰上償還の時期が 異なります。

-Press Release

繰上償還の仕組み(イメージ)



- ※流動性等により保有銘柄の売却が速やかに行なえない場合や、投資対象とする外国投資信託の償還等の処理に時間を要する場合などがあるため、基準価額が繰上償還水準を超えてから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。
- ※基準価額が繰上償還水準を超えてから償還までの市況動向等により、基準価額もしくは償還価額が繰上償還水準の価格以下となることがあります。
- ※上記繰上償還水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの基準価額が繰上償還水準を超えることを示唆または保証するものではありません。

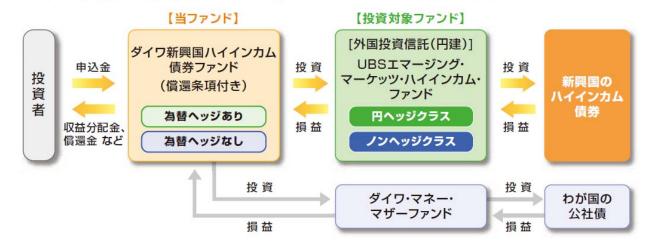


-Press Release

運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメントが行ないます。

ファンドの仕組み

- ●当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ●外国投資信託の受益証券を通じて、新興国のハイインカム債券に投資します。



当ファンドは、通常の状態で、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.~3.の運用が行なわれないことがあります。



当ファンドの購入の申込みは、平成25年2月28日までの間に 限定して受付けます。



毎年2月19日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益 分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等 を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわない ことがあります。

UBS グローバル・アセット・マネジメント・グループについて

- ●UBS グローバル・アセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門です。
- ●UBSグループは、スイスを本拠地とする総合金融機関です。プライベート・バンキング、資産運用、 投資銀行などの業務をグローバルに展開しています。



-Press Release -

2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。 したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

工6久别女四/	
公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 投資適格でない(BB格相当以下)公社債に投資する場合、投資適格である公社債に投資する場合に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、投資適格でない公社債は投資適格である公社債に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。 組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。 組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 「為替へッジあり」は、為替ヘッジを行ないますが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。 「為替へッジなし」は、為替ヘッジを行なわないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、 または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落した り、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



-Press Release ----

3. ファンドの費用

投:	投資者が直接的に負担する費用						
	購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。					
	牌八吋丁蚁科	購入時の申込手数料の料率の上限は、3.15%(税抜 3.0%)です。					
	信託財産留保額	1万口当たり換金申込受付日の翌営業日の基準価額の 0.3%					
投:							
	運用管理費用	毎日、信託財産の純資産総額に対して年率 1.239%(税抜 1.18%)					
	連用官項資用 (信託報酬)	※運用管理費用は、毎計算期間の最初の 6 か月終了日(休業日の場合翌営業日)お					
		よび毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。					
	委託会社	年率 0.3675%(税抜 0.35%)					
	販売会社	年率 0.84%(税抜 0.80%)					
	受託会社	年率 0.0315%(税抜 0.03%)					
	投資対象とする 投資信託証券	年率 0.64%程度					
	実質的に負担する運 用管理費用	年率 1.879%(税込)程度(純資産総額によっては上回る場合があります。)					
		監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する					
	その他の費用・	費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。					
	手数料	※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料					
		率、上限額等を示すことができません。					

[※]手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

	ダイワ新興国ハイインカム債券ファンド(償還条項付き)
ファンド名	為替ヘッジあり/為替ヘッジなし
	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入平位	
購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円
MALES 4 limit bits	② 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1 万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
华个压好	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額(1 万口当
換金価額	たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
	① ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの
	銀行のいずれかの休業日
	② 毎年 12 月 24 日
申込受付中止日	③ ①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定
	める日
	(注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
唯つの中で知明	① 当初申込期間 平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 2 月 19 日まで
購入の申込期間 	② 継続申込期間 平成 25 年 2 月 20 日から平成 25 年 2 月 28 日まで
設定日	平成 25 年 2 月 20 日
当初募集額	各ファンドについて 1,050 億円を上限とし、合計で 1,050 億円を上限とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。



-Press Release -

構入・換金申込受付の中止及び取消し (投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること。すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。 「種託期間 平成 25 年 2 月 20 日から平成 30 年 2 月 16 日まで 平成 25 年 2 月 20 日から平成 30 年 2 月 16 日まで 単本価額(1 万口当たり。既払分配金を加算しません。が一度でも下記の期間ごとに定める水準を超えた場合、わが国の短期金融商品による安定運用に順次切替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。 「		金融商品	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やも	こを得ない事情			
金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。 平成 25 年 2 月 20 日から平成 30 年 2 月 16 日まで ● 基準価額(1 万口当たり。既払分配金を加算しません。)が一度でも下記の期間ごとに定める水準を超えた場合、わが国の短期金融商品による安定運用に順次切替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。 期間 線上償還 水準 14 日まで 12,000 円 2 年目 当初設定日から平成 26 年 2 月 19 日まで 12,000 円 3 年目 平成 26 年 2 月 20 日から平成 27 年 2 月 19 日まで 12,500 円 3 年目 平成 27 年 2 月 20 日から平成 28 年 2 月 19 日まで 13,500 円 4 年目 平成 28 年 2 月 20 日から平成 29 年 2 月 19 日まで 13,500 円 5 年目 平成 29 年 2 月 20 日から高期償還日(平成 30 年 2 月 16 日) 14,000 円 まで * まで * * 基準価額が 14,000 円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、緑上償還を行ないません。 ● 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約1の、信託を終了(繰上償還)させます。 少次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約1のに、提上償還できます。 ・ 受益権の口数が 30 億口を不ることとなった場合・信託契約を解約30にとが受益者のため有利であると認めるとき・むを得ない事情が発生したとき 次算日 年1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 年2 月 19 日(株業日の場合型営業日) 東立が配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 電子公告の方法により行ない、ホームページ(http://www.daiwa-am.co.jp/)に掲載します。 電子公告の方法により行ない、ホームページ(http://www.daiwa-am.co.jp/)に掲載します。 東税関係 探税関係 大和証券							
 「信託期間 平成 25 年 2 月 20 日から平成 30 年 2 月 16 日まで ● 基準価額(1 万口当たり)、既私分配金を加算しません。)が一度でも下記の期間ごとに定める水準を超えた場合、わが国の短期金融商品による安定運用に順次切替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。 期間 繰上償還水準 1 年目 当初設定日から平成 26 年 2 月 19 日まで 12,000 円 2 年目 平成 26 年 2 月 20 日から平成 27 年 2 月 19 日まで 12,500 円 3 年目 平成 27 年 2 月 20 日から平成 28 年 2 月 19 日まで 13,000 円 4 年目 平成 28 年 2 月 20 日から平成 29 年 2 月 19 日まで 13,500 円 年 1 平成 29 年 2 月 20 日から再成 29 年 2 月 19 日まで 13,500 円 5 年目 平成 29 年 2 月 20 日から満期償還日(平成 30 年 2 月 16 日) 14,000 円 まで ** * 基準価額が 14,000 円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。 ● 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還できます。 少数がの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき 毎年 2 月 19 日 (株里日の場合型営業日) 年 年 2 月 19 日 (株里日の場合型営業日) 年 1 回、収益分配 年 1 回、収益分配 年 1 回、収益分配 5 年 2 月 7 日 1 日、収益分配 1 日、収益分にに基づいて収益の分配を行ないます。 6 カアンドについて 1,050 億円 電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。 課税関係 課税関係 課税関係 課税関係 2 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日							
● 基準価額(1 万口当たり。既払分配金を加算しません。)が一度でも下記の期間ごとに定める水準を超えた場合、わが国の短期金融商品による安定運用に順次切替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。 期間							
定める水準を超えた場合、わが国の短期金融商品による安定運用に順次切替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。 期間 線上償還水準 1 年目 当初設定日から平成 26 年 2 月 19 日まで 12,000 円 2 年目 平成 26 年 2 月 20 日から平成 27 年 2 月 19 日まで 12,500 円 3 年目 平成 27 年 2 月 20 日から平成 28 年 2 月 19 日まで 13,000 円 4 年目 平成 28 年 2 月 20 日から平成 29 年 2 月 19 日まで 13,500 円 5 年目 平成 29 年 2 月 20 日から平成 29 年 2 月 19 日まで 13,500 円 5 年目 平成 29 年 2 月 20 日から満期償還日(平成 30 年 2 月 16 日) 14,000 円 まで * 基準価額が 14,000 円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。 ● 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、侵託を終了(線上償還)させます。 ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、線上償還できます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき たむを得ない事情が発生したとき 中の場合型営業日) 収益分配 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 # 年 2 月 19 日 (株業日の場合型営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第 年 2 月 19 日 (株実日の場合型営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第 年 2 月 19 日 (株実日の場合型営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第 年 2 月 19 日 (株実日の場合型営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第 年 2 月 19 日 (株実日の場合型営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第 年 3 日の場合型営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第 2 日の場合型営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第 2 日の場合型営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第 3 日の場合型営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第 3 日の場合型と関係の表記を表する組入外のの場合には、所定の方法によりを定めると思えます。 第 3 日の場合型と関係の表記を表する組入外のの用と表する組入外のの用と表する。 第 3 日の場合型と関係の表記を表する組入外のの用と表する。 第 3 日の場合型と表する組入外のの用と表する組入外のの用と表する。 第 3 日の場合型と表する組入外のの用と表する。 第 3 日の場合型と表する。 第 3 日の場合型と表する。 第 3 日ののののので記述を表する。 第 3 日のののののののので記述を表する。 第 3 日ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	信託期間	平成 25 年	F 2 月 20 日から平成 30 年 2 月 16 日まで				
# 上償還		● 基準値	西額(1 万口当たり。既払分配金を加算しません。)が一度でも下 詞	記の期間ごとに			
#上償還		定める	水準を超えた場合、わが国の短期金融商品による安定運用に順	質次切替えを行			
## 1 年目 当初設定日から平成 26 年 2 月 19 日まで 12,000 円 2 年目 平成 26 年 2 月 20 日から平成 27 年 2 月 19 日まで 12,500 円 3 年目 平成 27 年 2 月 20 日から平成 28 年 2 月 19 日まで 13,000 円 4 年目 平成 28 年 2 月 20 日から平成 28 年 2 月 19 日まで 13,000 円 5 年目 平成 29 年 2 月 20 日から平成 29 年 2 月 19 日まで 13,500 円 5 年目 平成 29 年 2 月 20 日から満期償還日(平成 30 年 2 月 16 日) 14,000 円 まで ** 基準価額が 14,000 円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。 ・ 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還させます。・ 少本権の口数が 30 億口を下ることとなった場合・信託契約を解約し、繰上償還できます。・ 少益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき 毎年 2 月 19 日(休業日の場合翌営業日) 年1 回、収益分配 年1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第年 2 月 19 日(休業日の場合翌営業日) 年 1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第一年 2 月 19 日(休業日の場合翌営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第十 回、収益分配の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 第一報告書 第1第期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。 2 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 販売会社 大和証券		ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。					
## 1 年目 当初設定日から平成 26 年 2 月 19 日まで 12,000 円 2 年目 平成 26 年 2 月 20 日から平成 27 年 2 月 19 日まで 12,500 円 3 年目 平成 27 年 2 月 20 日から平成 28 年 2 月 19 日まで 13,000 円 4 年目 平成 28 年 2 月 20 日から平成 28 年 2 月 19 日まで 13,000 円 5 年目 平成 29 年 2 月 20 日から平成 29 年 2 月 19 日まで 13,500 円 5 年目 平成 29 年 2 月 20 日から満期償還日(平成 30 年 2 月 16 日) 14,000 円 まで ** 基準価額が 14,000 円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。 ・ 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還させます。・ 少本権の口数が 30 億口を下ることとなった場合・信託契約を解約し、繰上償還できます。・ 少益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき 毎年 2 月 19 日(休業日の場合翌営業日) 年1 回、収益分配 年1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第年 2 月 19 日(休業日の場合翌営業日) 年 1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第一年 2 月 19 日(休業日の場合翌営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 第十 回、収益分配の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 第一報告書 第1第期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。 2 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 販売会社 大和証券							
##上償還 1年目 当初設定日から平成26年2月19日まで 12,000円 2年目 平成26年2月20日から平成27年2月19日まで 12,500円 3年目 平成27年2月20日から平成28年2月19日まで 13,000円 4年目 平成28年2月20日から平成29年2月19日まで 13,500円 5年目 平成29年2月20日から満期償還日(平成30年2月16日) 14,000円 まで * 基準価額が14,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。 ● 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・ 受益権の口数が30億口を下ることとなった場合・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき 毎年2月19日(休業日の場合翌営業日) 年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 各ファンドについて1,050億円 電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。		期間					
##上償還 2 年目 平成 26 年 2 月 20 日から平成 27 年 2 月 19 日まで 12,500 円 3 年目 平成 27 年 2 月 20 日から平成 28 年 2 月 19 日まで 13,000 円 4 年目 平成 28 年 2 月 20 日から平成 29 年 2 月 19 日まで 13,500 円 5 年目 平成 29 年 2 月 20 日から満期償還日(平成 30 年 2 月 16 日) 14,000 円 * 基準価額が 14,000 円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、線上償還できます。 受益権の口数が 30 億 口を下ることとなった場合 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき 毎年 2 月 19 日(休業日の場合翌営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 毎年 2 月 19 日(休業日の場合翌営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 番アンドについて 1,050 億円 電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 電子会告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 電子会性の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 電子会性の方法により存む、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 東税関係 東社は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 東税関係 大和証券							
##上償還 3年目 平成 27年2月20日から平成28年2月19日まで 13,000円 4年目 平成28年2月20日から平成29年2月19日まで 13,500円 5年目 平成29年2月20日から満期償還日(平成30年2月16日) 14,000円 * 基準価額が14,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき ・やむを得ない事情が発生したとき 中1回、収益分配 年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 電託金の限度額 各ファンドについて1,050億円 電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 課税関係 課税目は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 販売会社 大和証券		1 年目 	当初設定日から平成 26 年 2 月 19 日まで	12,000円			
##上償還		2年目	平成 26 年 2 月 20 日から平成 27 年 2 月 19 日まで	12, 500 円			
 #上債還 5年目 平成 29 年 2 月 20 日から満期償還日 (平成 30 年 2 月 16 日) まで * * 基準価額が 14,000 円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。 ● 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき・やむを得ない事情が発生したとき * 按9日 毎年 2 月 19 日 (休業日の場合翌営業日) 年1 回、収益分配 年1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 債託金の限度額 各ファンドについて 1,050 億円電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 連用報告書 年計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 販売会社 大和証券 		3 年目	平成 27 年 2 月 20 日から平成 28 年 2 月 19 日まで	13,000円			
5 年目	 繰上 償 還	4年目	平成 28 年 2 月 20 日から平成 29 年 2 月 19 日まで	13, 500 円			
を行ないません。 ● 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき	2	5年目		14,000円			
 ● 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき 決算日 毎年 2 月 19 日(休業日の場合翌営業日) 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 信託金の限度額 各ファンドについて 1,050 億円 公告 電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 連用報告書 毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 販売会社 大和証券 							
収益分配年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。信託金の限度額各ファンドについて 1,050 億円公告電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。運用報告書毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。課税関係課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。販売会社大和証券		合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき					
信託金の限度額 各ファンドについて 1,050 億円 公告 電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 運用報告書 毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。 課税具係 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 販売会社 大和証券	決算日	毎年2月	19日(休業日の場合翌営業日)				
公告電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。運用報告書毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。課税関係課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。販売会社大和証券		年1回、山	V益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。				
### す。 ################################	信託金の限度額	各ファンド	について 1,050 億円				
運用報告書 毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。販売会社 大和証券	公告		の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.j	p/]に掲載しま			
連用報告書 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。			まに作成し あらかじめお由出いただいたご住所にお届けします				
謎祝関係 せん。 販売会社 大和証券	運用報告書						
総構 せん。 販売会社 大和証券	20 4V 00 hr			の適用はありま			
販売会社 大和証券	課祝関係						
	販売会社						
	受託銀行						

5. その他

詳しくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書(交付目論見書)」公表後は当該交付目論 見書も併せてご覧ください。

以上

